

相模原市70周年記念動画制作・配信 業務委託仕様書

1 委託業務名

相模原市70周年記念動画制作・配信 業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

本市の市制施行70周年を契機とし、これまでの歴史を経てさらに発展を続ける相模原に期待される「輝かしい未来のイメージ」を表現した記念動画を制作し、これを広く市外の若者・子育て世代を中心としたターゲット層に拡散することにより、相模原に来ること・住むことの魅力についての「気づき」を与え、市への興味を喚起することを狙う。

4 ターゲット

首都圏在住の若年層と子育て世代をメインターゲットとする。

5 制作コンセプト

市制施行70周年の認知を促しつつ、特に若者世代が本市が持つ暮らしやすさ、アクセス性の良さ、まちづくりのポテンシャルなどを通じて、本市の輝かしい未来を感じるようなワクワク感のあるもの。

6 業務の内容**(1) 動画の制作**

ターゲット・制作コンセプトに基づき、配信するメディアに応じた仕様で動画を制作する。

尺・縦横等は任意とするが、15秒・30秒16:9横タイプは必須とする。

[完成品納期] 令和6年9月中旬

(2) メディア発信**ア 発信計画の策定**

制作した動画をターゲットに効果的かつ効率的に訴求、最大限に拡散する発信計画を策定し、KPIと併せてこれを提案する。

イ メディア配信

策定した発信計画に基づき、メディアの確保、配信、検収等を行う。

[期間] 令和6年10月上旬～令和7年3月下旬

(3) 効果測定

設定したKPIに基づき配信した媒体の効果の測定を行う。

(4) 打合せ

動画の完成までに進捗状況の確認、動画の内容確認及び修正指示の機会を少なくとも複数回設けること。また発信計画の策定と配信状況について、対面での打ち合わせ機会を随時設けること。

(5) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に実施することが可能な体制を整備すること。また、

業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

(6) 事業計画書及び報告書の作成

契約締結後、事業実施計画書を作成し、提出すること。また業務完了後には報告書を提出すること。

7 成果物

(1) 映像関連納品

ア 映像データ一式

- ・電子データ (MP 4形式・フルHD以上) 一式
 - ・一般的な家庭用プレーヤーでの再生が可能なDVD等 (※) 5枚
- ※4K以上の高画質動画については、その画質等に対応した映像データによる納品とし、その方法については別途調整する。

イ 白完データ

ウ 撮影素材一覧表 1部

撮影素材・撮影場所の一覧表を作成すること

エ 本業務のため作成され、使用されるイラスト等 (Jpeg または png データ)

※本事業のPR等に活用する可能性があるため

オ その他委託者が指定するもの

(2) メディアプラン関係納品

提案資料・調査・分析・成果目標の結果は電子データ及び紙で納品すること

8 その他

(1) 受注者は、本市と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(3) 受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず本市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(4) 受注者は、当該委託業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。

(5) 受注者から引渡しを受けた成果物に係る著作権 (著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。) は、本市に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。

(6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物 (以下「既存著作物等」という。) が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ本市の承諾を得るものとする。